

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会

情報セキュリティポリシー

1 目的

この情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会（以下「この法人」という。）が保有する情報資産に関し、常に適切なセキュリティ水準を保つために、この法人が実施する情報セキュリティ対策について定めることを目的とする。

2 適用範囲

本ポリシーは、この法人に在籍するすべての職員に適用する（非常勤職員及び臨時職員等を含む。）。

3 職員の遵守義務

職員は、法令及び本ポリシー等を尊重し、遵守しなければならない。

4 情報セキュリティ対策

（1）組織体制

情報セキュリティ対策を推進する組織体制の確立（情報セキュリティ責任者の設置）

（2）人的セキュリティ

ア パソコン等の業務目的外使用の禁止

イ 私物機器使用の禁止

ウ パソコン等の外部持ち出しの禁止

エ ソフトウェアのインストールの禁止

オ 周辺機器の増設の禁止

カ USBメモリの使用の禁止又は適切な管理

キ 職員以外の者の使用の禁止

ク 電子メールの業務目的外使用の禁止

ケ 電子メールの送信時の確認（複数人に送信する場合、他の送信先をBCCに設定。）

コ インターネットの業務目的外使用の禁止

サ 記録媒体の適切な管理

シ パソコンの盗難対策の実施

ス パソコン、記録媒体の廃棄の際の確実なデータ消去の実施

- セ 記録媒体接続時のウイルスチェックの実施
 - ソ 研修，啓発の実施
- (3) 技術的セキュリティ
- ア ファイアウォールの設置等外部からの不正侵入対策の実施
 - イ ウイルス対策ソフトの導入等ウイルス感染の防止
- (4) 運用
- 緊急連絡体制の整備及び緊急時の対応策の策定
- 5 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施
- 本ポリシーの遵守状況を確認するため，定期的に又は必要に応じて，情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。
- 6 情報セキュリティポリシーの見直し
- 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果，本ポリシーの見直しが必要となった場合，若しくは情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たに対策が必要となった場合には，本ポリシーを見直す。
- 7 情報セキュリティ実施手順の策定
- 本ポリシーに基づき，情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

改定後の規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(第 1 項、第 2 項)